

小山工業高等専門学校教員選考規則

制 定 平成14年3月13日
最終改正 令和8年3月11日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員の選考は、高等専門学校設置基準（昭和36年8月30日文部省令第23号）によるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、小山工業高等専門学校学則第8条第1項に定める校長、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

2 この規則において「選考」とは、教員の採用、昇任及び配置換をいう。

(公募の原則)

第3条 前条第2項に規定する採用の選考は原則として公募とする。

(選考委員会の設置)

第4条 校長は、一般科及び各専門学科（以下「学科」という。）において教員を選考する事由が生じた場合には、教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

(選考委員会の構成)

第5条 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事
- 三 当該学科長
- 四 当該学科に所属する教授1名
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 やむを得ない事由により学科長を委員とすることができないときは、第1項第二号又は第五号の選考委員が同項第四号の委員を兼ねることができる。

(委員長)

第6条 選考委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(任務)

第7条 選考委員会は、次の事項を処理する。

- 一 公募に関すること。
- 二 候補者の審査に関すること。

2 選考委員会は、別に定める「小山工業高等専門学校教員の選考に関する審査要領」に基づき、審査を行う。

(候補者の決定)

第8条 校長は、選考委員会の審査結果に基づき、採用等候補者を決定する。

(審査の基準)

第9条 審査の基準は、次によるものとする。

- 一 選考される者の資格が、高等専門学校設置基準に定める教員の資格を有していること。
- 二 本校の教育，研究に強い意欲があること。
- 三 学生の指導に理解と情熱があること。
- 四 その他選考委員会が必要と認めること。

(事務)

第10条 選考委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年6月12日から施行する。

2 小山工業高等専門学校教員選考委員会規程（平成14年3月13日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年3月11日から施行する。